

歯科保健事業功労者厚生労働大臣表彰 実施要綱

1 趣 旨

多年にわたり歯科保健事業（歯科保健に係る活動を含む、以下同じ。）に携わり、地域又は職域における公衆衛生の向上のために著しい功績のあった個人及び法人等の団体（以下「団体」という。）を表彰することにより、その事業に携わる者の模範とし、歯科保健事業の進展に資することを目的として行うものである。

2 表彰の対象となる者の範囲（選考基準）

表彰の対象となる者は、次に該当するものとする。

- (1) 地域住民の歯科保健意識の高揚、地域組織の育成強化等歯科保健事業※の普及向上に資する諸業務について業績を上げ、その功績が特に顕著である個人又は団体（以下「地域功績団体」という）若しくは職域において、従業員等に対する歯科保健の啓発、歯科健診・受診勧奨等の歯科保健事業の普及向上に資する諸活動を継続的に行っている団体（以下「職域功績団体」という。）であること。

※地域住民の歯科保健意識の高揚、地域組織の育成強化等歯科保健事業とは以下の事業を指す。

ア 歯科口腔保健の推進に関する法律に則した事業

ア-1 乳幼児歯科保健事業

ア-2 成人歯科保健事業

ア-3 高齢者歯科保健事業

ア-4 障害者等に対する歯科保健医療

ア-5 要介護高齢者に対する歯科保健医療

ア-6 その他、歯科口腔保健の推進に関する法律に則した事業

イ 休日夜間等歯科診療

ウ ヘき地歯科保健医療

エ その他、歯科保健医療の普及向上等に顕著であるもの

- (2) 個人にあつては令和 7 年 4 月 1 日現在において年齢 50 歳以上（原則として 70 歳未満）の者であつて、歯科保健事業に 20 年以上従事し、なおかつ現在、事業に携わっている者であること。
- (3) 団体にあつては歯科保健事業を 10 年以上実施し、かつ現在も事業を行っている団体であること。
- (4) 原則として、以下①又は②のいずれかであること。
 - ①歯科保健事業に関し、都道府県知事表彰、公益社団法人日本歯科医師会長表彰又は公益社団法人日本歯科衛生士会長の表彰を受けたことのある個人又は地域功績団体であること。
 - ②地方公共団体又は日本健康会議等の健康経営認定又は表彰等を受けたことのある職域功績団体であること。
- (5) 過去において、春秋叙勲若しくは褒章条例に基づく褒章を受けたことのある者又は歯科保健事業に関する功績により厚生労働大臣の表彰を受けたことのある個人又は団体を除くこと。

3 被表彰者は、都道府県知事の推薦により選考委員会の選考を経て決定する。

4 被表彰者の推薦

- (1) 推薦者数は東京都及び指定都市を有する道府県については、個人 2 名以内並びに地域功績団体 2 団体以内及び職域功績団体 2 団体以内、その他の県については、個人 1 名以内並びに地域功績団体 1 団体以内及び職域功績団体 1 団体以内とする。
- (2) 都道府県において政令市及び特別区にもそれぞれ周知し、取りまとめの上行う。
- (3) 推薦に当たっては、関係部局間で連携を図りつつ、必要に応じて関係団体等に相談した上で、別添様式 1～3 の大臣表彰推薦調書 1 部を令和 7 年 7 月 4 日（金）までに厚生労働省医政局長あて提出する。